

# パブリックコメントの実施結果

世田谷区移動等円滑化促進方針（素案）

調整中

令和5年3月

| 意見件数 |                        |        |     |     |      |
|------|------------------------|--------|-----|-----|------|
| 分類番号 | 意見分類                   | 区の考え作成 |     | 無記名 | 総意見数 |
| 101  | 移動等円滑化促進方針の考え方に関すること   | 31     | 33  | 3   | 34   |
| 102  | 移動等円滑化促進方針の進め方に関すること   | 2      |     | 1   | 3    |
| 201  | 施設のバリアフリー：鉄軌道に関すること    | 13     | 113 | 2   | 15   |
| 202  | 施設のバリアフリー：バスに関すること     | 13     |     | 2   | 15   |
| 203  | 施設のバリアフリー：タクシーに関すること   | 6      |     | 0   | 6    |
| 204  | 施設のバリアフリー：道路に関すること     | 56     |     | 4   | 60   |
| 205  | 施設のバリアフリー：交通安全施設に関すること | 7      |     | 0   | 7    |
| 207  | 施設のバリアフリー：建築物に関すること    | 18     |     | 0   | 18   |
| 301  | 情報のバリアフリーに関すること        | 6      | 6   | 0   | 6    |
| 401  | 心のバリアフリーに関すること         | 16     | 16  | 0   | 16   |
| 501  | 商店街におけるバリアフリーに関すること    | 5      | 5   | 0   | 5    |
| 901  | その他                    | 8      | 8   | 0   | 8    |
|      | 意見合計                   | 181    |     | 12  | 193  |
|      |                        |        |     |     |      |
|      |                        |        |     |     |      |

| 番号 | 意見概要   | 区の考え方  |
|----|--|--|
| 1  | 歳をとると、何でもない平坦な道でも時たま躓く様になる。私の友人も転んで大腿骨骨折をして長期入院した。今回の区の取り組みは、素晴らしいと思う。国から「先導的共生社会ホスト」に認定されたのは、大変に誇らしい。   | 東京2020大会を契機に、移動等円滑化に関する法改正も行われ、区としてもこれまでのユニバーサルデザインのまちづくりの取り組みをさらに推進するため、世田谷区移動等円滑化促進方針を策定します。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。   |
| 2  | 促進方針に対して賛成意見。  | 促進地区の検討にあたっては、古くから福祉のまちづくりに取り組んできた梅ヶ丘駅周辺地区と、区役所本庁舎の建て替えが進んでいる区役所周辺地区をモデルとして促進地区に指定しました。単にバリアフリー設備の設置整備だけでなく、それらの使用について、人々が配慮することができる社会をめざしていきます。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。 |
| 3  | バリアフリーは高齢者・障害者などの社会的要配慮者向けの支援策という概念ではなく、多様性を尊重した共生社会を築きそこに暮らす全ての人々がより生活しやすくなるための社会基盤という概念であると考えている。<br>また、災害時等にあってもスムーズに対処できるようにハード・ソフトのデザインに反映されていることが望ましい。 | 区では、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、すべての区民が可能な限り、利用しやすい生活環境を整備するユニバーサルデザインの考え方が重要と認識しており、ユニバーサルデザインを総合的に推進するため世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例を定めています。  |
| 4  | 高齢化や労働力不足を背景として、中長期的には自動運転シャトルバス・自動運転パーソナルモビリティ・配送ロボットなどの新しい移手段・物流手段が増えてくる。ロボットフレンドリーな交通環境構築に向けた公共施設や道路の整備に関する基本方針が検討されるべき。                                  | 新しい技術に注視し、その技術の周知や普及の動向を見定め、安全でだれもが利用しやすい生活環境の整備を進めてまいります。   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 5 | <p>根本的な安心安全の実現のために、地域商店街の移動円滑化にあっては歩車分離の徹底が何より重要である。</p> <p>短期的には歩行者天国の曜日・時間帯の拡張、それに伴い課題となる商店街の店舗向け物流網の維持のための駐車場設置や地域集約配送の仕組みの導入などを進めるべき。それにより歩行者がより歩きやすい商店街となることで、高齢者・障害者も商店街に出やすくなる。</p> <p>段差解消のための機材設置など各自ができる短期的な取組みに留まらず、長期的な目線でより良い商店街の交通ルールを作るべく協議を重ねられるよう、移動円滑化の促進方針にも織り込んでいただきたい。</p>                                   | <p>現在ある基盤ストックを最大限活用しながら、効率的効果的にバリアフリーを進めるためには、ハードだけでなく、商店街、利用者を含む区民参加による理解や協力をいただきながら適切な取組みを進めます。</p>   |
| 6 | <p>「車いす」に比べて「ベビーカー」の記述が半分以下。区は子育て世帯も多く、ベビーカーに関する記述や取組みを多くするべき。</p>  | <p>ユニバーサルデザイン推進条例に子育て支援環境の整備について記載しておりますが、公共交通機関でのベビーカーの利用などに関する記載内容の追記を検討します。</p>                      |
| 7 | <p>第2章の「現状と課題」について、基本的に現状分析の内容が乏しく、「本当にそこが課題なのか」全く分らなかった。まず「人口、高齢者、障害者、外国人、乳幼児の状況」は何のためにここに掲載されている情報か分からない。問題提起につながるような現状分析をするべきではないか。また、P. 14に「公共交通や道路、信号機等を含めた面的・一体的なバリアフリー化」とあるが、何のことかよく分からない。P. 15に「新たな基準も追加されたことから」とあるが、「新たな基準」についてもしっかり同じページに記載するべき。</p> <p>現状分析が乏しく、結論ありきで方針が進められている印象で、エビデンスベースで課題が整理されているようには思えない印象。</p> | <p>調整中</p> <p>いただいたご意見を参考に、「面的・一体的」といった表現をよりわかりやすく記載してまいります。</p>  |
| 8 | <p>解決すべき社会的な課題が多々ある中、整備政策となる素案に反対する。</p>  | <p>様々な社会的な課題が数多くありますが、すべての人の円滑な移動を促進し、支えていく社会づくりも同時に解決していく必要があると認識しております。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> |
| 9 | <p>4つの方針はいずれも大切な施策だ。</p> <p>しかし、心のバリアフリーはこの記載内容は理念にとどまり、具体的な活動がイメージできない。成果に結びつけるための活動を検討して普及展開してほしい。</p>  | <p>具体的な内容については、この方針をもとに関係機関が協力連携しながら検討し、取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>                       |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 10 | <p>バリアフリー化は誰にとっても良い事。<br/>下北沢で時々車椅子の方を見るが、車椅子の方が気軽に外出できる町になればと願う。<br/>道が狭い、坂が多い等、困難も多いと思うが、実現していったら素晴らしいと思う。</p> | <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例を基準としつつ、現地の状況を踏まえ工夫しながら整備を進めると共に併せて心のバリアフリーを促進し、車椅子の方が気軽に外出できるよう街づくりを進めていきます。</p>  |
| 11 | <p>ユニバーサルデザインのまちづくりのためにバリアフリーを進めるという一歩後退した文章が気になる。ユニバーサルデザインをはじめから目指さないのか。</p>                                   | <p>これまでユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んできましたが、この取組を更に進めるため、バリアフリー法に基づく枠組みを活用して移動等の円滑化の方針を策定するものです。</p>   |
| 12 | <p>車椅子を使用している各年代の方などにも参加してもらい使いやすさをきわめてほしい。</p>  | <p>バリアフリー施設の新設や改善にあたっては、必要に応じ障害当事者等などの参画を得ながら整備を進めてまいります。</p>   |
| 13 | <p>紙の上で考えるのではなく、現場を見て考えてほしい。</p>   | <p>これまで、計画などの策定や施設整備等に際しては現地を確認し、取り組んできました。方針に示された内容を、計画し具体的に整備する際においても、現地の状況を確認しながら、進めてまいります。</p>  |
| 14 | <p>一回作ったら終わりではなく使いにくい所はすぐに直してほしい。</p>  | <p>バリアフリー化や、ユニバーサルデザインによる整備は、できるだけ手戻りが無いよう十分に検証した上で進めてまいります。整備後も点検、評価、改善し、より使用しやすいものとしていく必要があると考えております。</p>   |
| 15 | <p>駅や施設まで行くことが困難であることを考えてほしい。バリアフリーの言葉を考え違いしているのではないか。</p>   | <p>障害や高齢化の度合いや、地形や交通の状況によって、駅や施設まで自力で移動することが、困難である場合もあると認識しております。そうした中であっても、各施設管理者やそこに生活する人々が、共に協力しあう事で、今よりも移動しやすい生活環境の整備を進めてまいります。</p>             |
| 16 | <p>バリアフリー化するには時間とお金がかかる。初めからバリアフリー化を意識すればより良い物ができる。</p>  | <p>建築物や道路、公園等を新設、更新する場合には、バリアフリー法や、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の基準により整備されていく為、規定に沿ったバリアフリーが進みます。また、既存の建築物においては、段差解消などの改修工事や、利用時の簡易スロープの活用などにより、バリアを解消します。</p> |
| 17 | <p>皆が使いやすく整備していただくよう障害者を含めて具体的に取組んでほしい。</p>  | <p>本方針策定にあたっては、障害当事者団体、子育て団体、鉄道事業者などにより構成する協議会を組織し検討を進めています。障害や年齢、性別、国籍、能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築していく考えであるユニバーサルデザインを引き続き推進していきます。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 18 | 促進地区のみならず新しく設置する施設、道路に普及していくことを望む。   | 促進地区以外の地域についても施設、道路の新設の際は、各種法令、基準などに基づいた整備を行います。   |
| 19 | 電動車イスでないと、歩道を押して移動するのはとても困難。バリアフリーになって使用者が増え生活が助かることは大変嬉しい。  | 本方針の策定により、UDのある、より利用しやすい生活環境の整備や、普及、啓発を更に進めてまいります。   |
| 20 | 世田谷区は、UDに熱心に取り組んできた。したがって、第1章に「東京オリンピックを契機として」や「ホストタウン登録された」云々の表現は、それまでに取り組んできたことが蔑ろにされるようで、良くない。折しも談合疑惑が表面化し、橋本聖子氏が札幌五輪誘致は難しいと発言するように、オリンピックそのものが社会的に評価を下げている現状があることから、削除・変更すべきと考える。  | いただいた意見のとおり、世田谷区では、古くから福祉のまちづくりに取り組んできました。本方針はさらに、東京2020大会を契機としたソフト面の対策強化や心のバリアフリーの推進に関して記載しているものでございます。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。                         |
| 21 | 特定道路の規定について、私道であっても国道であっても、生活関連経路を構成する道路であれば整備すべきであり、区はその管理者と協議し適合させるよう交渉する義務が発生するものと明記すべきではないか。<br>また、道路の新設または改築を行う際と限定しているが、既設道路であっても、整備期間を(例えば5年程度等)定めて整備する等が必要ではないか。   | 特定道路は、道路法による道路とのバリアフリー法の規定があることから、管理権の及ぶ公道を指定しております。また、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。また、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。今後も引き続きユニバーサルデザイン推進条例に基づく整備、維持管理に取り組んでまいります。 |
| 22 | 世田谷区役所周辺及び梅ヶ丘駅周辺に特定道路を追加して、少しは面的に移動できるようにすべきと思う。   | いただいたご意見は、特定道路の追加の際に参考にさせていただきます。  |
| 23 | P29の(5)建築物について、1のバリアフリー法の改正は、令和2年6月ではなく、令和2年5月であるため修正されたい(令和2年5月公布の改正のうち、一部は同年6月施行、公立小中学校等の改正事項については令和3年4月施行)。   | 法律の改正、施行年月日について改めて記載内容を確認し方針の修正を行います。  |
| 24 | P29の(5)建築物について、「移動等円滑化基準や各種ガイドライン、UD推進条例、本方針(4.2移動等円滑化に関する事項)等」とあるが、各種ガイドラインと記載するだけではなにを参照するのか明示されていないため、念頭に置いているガイドラインの名称を明らかにされたい。特に、以下2点について明示されたい。<br>・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省、令和3年3月)<br>・学校施設バリアフリー化推進指針(文部科学省、令和2年12月) | 明示いただいたガイドラインや指針を含めて確認し、素案の記載事項の修正を検討します。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 25 | <p>P48の協議会委員名簿について、今後のスケジュール上、間に合うのであれば、以下の役職のものもメンバーに追加されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都、または区の建築指導部局の職員</li> <li>・教育委員会教育環境課長ほか、文教施設のハード整備を担当する課長</li> </ul> | <p>協議会委員については、法や本方針の策定のためのガイドラインの規定に則り選出しております。区のユニバーサルデザインによる取り組みを補完し、底上げするため、駅を含む生活関連施設や、道路などの生活関連経路の移動の円滑化、また、心のバリアフリーの推進の視点で、関連する団体、庁内関係所管をメンバーとしていません。</p>   |
| 26 | <p>P69の[障害者差別解消法]について、合理的配慮（ソフト面）と基礎的環境整備（ハード面）に関する事項を明記されたい。また、令和3年改正による民間事業者の合理的配慮の提供義務化についても記載されたい。</p>  | <p>用語集に関しまして、記載内容について検討させていただきます。</p>   |
| 27 | <p>目の不自由な人にも下肢の不自由な人にも全ての人にバリアフリーになるようにしてほしい。健康な若い人の目から見て考えたバリアフリー案はピントがずれてしまいがち。</p>   | <p>協議会には視覚障害者団体や肢体不自由児者父母の会といった障害者団体の代表の方もご参加いただき、議論していただいております。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>  |
| 28 | <p>防災を常に考えていただきたい。</p>  | <p>防災に関する記載の追加など検討させていただきます。</p>  |
| 29 | <p>音響式信号機はとても大事な施設だが、2100くらいになると音が出ない。視覚障害者の人は夜は動けない。という風に数多くあると思われる。広く意見を聞いてくれてありがたい。期待している。</p>   | <p>音響式信号機につきましては、近隣への影響から音が鳴る時間を限定している場合があります。運用については当事者からの意見を関係機関に伝えます。</p>  |
| 30 | <p>公的施設・商業施設を一体化し、別々なものとしなないことが重要。同じ施設内でそれぞれサービスがうけられることことが理想。</p>  | <p>それぞれの方のニーズから見えてくる移動の円滑化という考え方も重要であり、検討すべき内容と考えます。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>  |
| 31 | <p>視覚障害者視点の考察も重要だが、オストメイトや老人の視点から見ると「トイレ」はとても重要。<br/>「排泄」に関するバリアフリーの視点や設備・設置に関しても検討してほしい。</p>   | <p>バリアフリートイレの整備においては、巻末の参考5に示す基準等を遵守した整備を行うことを基本としています。<br/>オストメイト対応のバリアフリートイレの設置に関しても、基準等に記載されており、各施設の施設設置管理者による整備が進められています。<br/>また、情報のバリアフリーとして、多目的トイレのサイン整備において図記号（ピクトグラム）によりオストメイト対応の有無をわかりやすく表示するなど、UDに配慮した取り組みを推進しています。</p> |

| 番号 | 意見概要  | 区の考え方   |
|----|---|---|
| 1  | <p>モデル地区で得られた知見、経験を踏まえ、区内全域での展開を大いに期待する。その際、障害者等の利用実態、移動実態を踏まえ、優先度を明確にして行程表を作り、計画的に進めることを望む。</p> <p>また、一体的で手もどりのない整備を望む。</p> <p>段差解消は、自転車利用者からも歓迎される。ゴミのないまち、道路は世界から高く評価されており、これにバリアフリーが加われば、わがまちのほこりになる。区民一体となって進めましょう。</p> <p>コミュニティづくりの一つのキーになるとも思われる。</p> | <p>ユニバーサルデザインを進めるにあたっては、障害当事者の意見をよく聴き、参考にしながら進めてまいります。</p>                          |
| 2  | <p>ひとつの地区について何年計画になるのか、また全域に広げる場合何年計画になるのか。</p>   | <p>移動等円滑化の状況について概ね5年ごとに調査し、必要に応じて見直しを検討します。</p> <p>また、計画ではないことから年数については定めていません。</p> |

| 番号 | 意見概要   | 区の考え方   |
|----|--|---|
| 1  | 左利きなので、右側タッチのPASMOを、ケースを長くして使っている。   | JR東日本では、「タッチしやすい自動改札機」や「タッチレス」改札の実証実験を行ったと聞いております。いただきました駅の改札口に関するご意見につきましては、鉄道事業者へお伝えします。  |
| 2  | 4.1 施設のバリアフリーの促進について、台北捷運(ソウウツ)や横浜高速鉄道を見習って高齢者や障害者等の弱者は極力エレベーターに誘導し、エスカレーターを使わない施設構造にする。かつ、エスカレーターは超高速運転を前提として歩こうと思わせない。足腰に不安がある人が使おうと思わない速度に。<br>駅のホームドアについて京王線は高架化と同時整備、小田急線は経堂駅下り急行線と成城学園前駅急行線、喜多見駅を優先整備する。 | 旅客施設を含む建築物につきましては、ユニバーサルデザイン推進条例等に基づく施設整備を施設管理者等指導してまいります。<br>区では、高齢者、障害者等が鉄道を利用して移動する際の安全性の向上を図るため、鉄道事業者に対し、ホームドア整備費の一部を補助するなど、区内鉄道駅のホームドア整備の促進に取り組んでいます。<br>また、国は令和3年12月、バリアフリー料金制度の創設などにより、鉄道駅のバリアフリー化を加速する旨を公表しました。<br>今後も引き続き、区内鉄道駅のホームドア整備の促進に取り組んでいきます。<br>駅のホームドアの整備に関するご意見については、京王電鉄(株)、小田急電鉄(株)へお伝えします。 |
| 3  | 駅から地上へのアクセスについて、エレベーターに加え、エスカレーターの設置が望まれる。   | 区では、鉄道駅におけるバリアフリー・ルートの整備のため、エレベーターや車いす乗用ステップ付きエスカレーター整備を促進しております。<br>いただいたエスカレーターの整備に関するご意見については、鉄道事業者へお伝えします。  |
| 4  | 駅でエレベーターまで長い距離移動することが大変。   | 区では、ユニバーサルデザイン推進条例において、原則として駅のエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設けることとしております。いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えします。  |
| 5  | 山下 下高井戸のスロープがどんなに怖いか、ためしてほしい。  | いただいたご意見を参考に現場の確認をさせていただきます。  |
| 6  | 東急、二子玉川駅、乗換階段にエスカレーター、EVを設置してほしい。  | いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えします。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 7  | 世田谷区フリー切符、定期券希望。  | <p>いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、区内の各鉄道・バス事業者において、区内に限らず1日乗り降り自由となるフリー切符などが発売されています。</p> <p>詳細は各事業者のホームページをご覧ください。駅・営業所にお問い合わせください。</p>  |
| 8  | 現状の京王線は黄色い吊革と優先席のシールだけが、山手線のように足元に大きく優先席のシートを貼り、より優先エリアが目立つように改善すべき。エレベーターも目線の行きやすい場所に「優先エレベーター」と記載するなど、健常者が気づける仕組みをつくる必要がある。 | <p>公共交通機関の事業者は、必要な方が優先席を円滑に利用できるよう、車内放送や車内装飾、ポスターの掲示などにより普及啓発を行っております。優先席は、内部障害や難病、疾病等の方が利用されている場合もあり、外見から一律に判断することが難しいこともございます。</p> <p>区は、様々な人が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあう、心のバリアフリーが重要であると認識しており、引き続き国のガイドライン等に基づく取組みなどを通じ、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けて取り組んでまいります。ご意見は鉄道事業者にお伝えします。</p> |
| 9  | 電車とホームとの間の隙間や段差の縮小。   | <p>いただいたご意見は、区内の各鉄道事業者へお伝えします。</p> <p>なお、区内の各鉄道事業者は、ホームと車両のすき間を少なくするため、「櫛状ゴム」の整備に取り組んでいます。</p>   |
| 10 | 優先席、優先スペースでの車内マナーに関する意見。  | <p>公共交通機関の事業者は、必要な方が優先席を円滑に利用できるよう、車内放送や車内装飾、ポスターの掲示などにより普及啓発を行っております。優先席は、内部障害や難病、疾病等の方が利用されている場合もあり、外見から一律に判断することが難しいこともございます。</p> <p>区は、様々な人が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあう、心のバリアフリーが重要であると認識しており、引き続き国のガイドライン等に基づく取組みなどを通じ、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けて取り組んでまいります。ご意見は鉄道事業者にお伝えします。</p> |
| 11 | 左側が不自由で杖をついているが、ホームドアの向かって左側に開く方に優先席を示すシールが貼ってあるが、車両によって優先席の位置が違い、せっかく位置に並んでも、優先席がないことがある。                                    | <p>いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えします。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 12 | <p>全ての駅にホームドアを設置してほしい。</p>  | <p>区では、高齢者、障害者等が鉄道を利用して移動する際の安全性の向上を図るため、鉄道事業者に対し、ホームドア整備費の一部を補助するなど、区内鉄道駅のホームドア整備の促進に取り組んでいます。</p> <p>また、国は令和3年12月、バリアフリー料金制度の創設などにより、鉄道駅のバリアフリー化を加速する旨を公表しました。</p> <p>今後も引き続き、区内鉄道駅のホームドア整備の促進に取り組んでいきます。</p> <p>いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えします。</p> |
| 13 | <p>入線時のアナウンスについて、日本語は目の不自由な方でも「黄色い線」が何か（どこか）が分かるように改善されたが、英語は未だ 'Please stand behind the yellow line' のままであり改善が必要。多言語も同様。</p> | <p>いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えします。</p>   |

| 番号 | 意見概要  | 区の方考え方  |
|----|---|---|
| 1  | バスは予め車椅子やベビーカーが乗車困難になる混雑が見込まれる便・区間をバスの時刻表等に反映する。              | いただいたご意見は、バス事業者へお伝えします。なお、一部のバス事業者では、インターネットやアプリから混雑情報が確認できるサービスを導入しております。  |
| 2  | バス停にベンチや上屋の設置をしてほしい。  | 区では、交通まちづくり基本計画に基づき、バスの利便性向上のため、バス停留所においてベンチ及び上屋の設置に取り組んでおります。ベンチ等の設置にあたっては歩道が分離され、十分な歩行空間が確保された歩道が必要となるなど、狭隘な道路が多い区内においては課題も少なくありません。区としましては、引き続きバス停留所環境の整備を進めてまいります。  |
| 3  | シルバーバス事業への意見。有効に活用できありがたい。                                    | シルバーバス事業は、高齢者がバスを利用することにより、高齢者の社会参加を助長し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的に、東京都が実施しています。いただいたご意見は東京都にも共有させていただきます。   |
| 4  | 車椅子の人でもバスに乗れるということの事実を確認した。<br>私も障害者一級でバスがなかったら南烏山に行けない。感謝する。 | 各バス事業者では、ノンステップバス、スロープ板付きバス等バリアフリー対応車両の導入を進めております。  |
| 5  | コミュニティバスや小規模での巡回バス、バスルートの新設をしてほしい。                            | 区では、南北公共交通の強化や公共交通不便地域の解消、高齢社会における移動利便性の向上を図るため、これまで10路線のコミュニティバスの導入に取り組んでまいりました。新たなバス路線の導入にあたっては、区内には幅の狭い道路が多く、小型バスであっても、運行可能なルートを設定することが困難な状況です。また、路線の導入や増便をするためには、事業採算性の確保に加え、昨今ではバスの運転手不足等の課題もございます。様々な課題はありますが、新たな道路整備のタイミングやバス路線の再編などにあわせ、さらなる公共交通ネットワークの充実を目指してまいります。また、公共交通不便地域対策として、ワゴンタイプの車両を活用した新たな公共交通の導入の検討も進めており、そのファーストステップとして、検討が先行している砧モデル地区における令和5年度の実証運行に取り組んでまいります。 |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 6  | 足が不自由な人、特に車椅子を使っでの移動は日本は欧米と比べてかなり遅れている。例えば公共バスでの車いすの乗降は、コストはかかるが電動で簡単に出来る。   | 各バス事業者では、ノンステップバス、スロープ板付きバス等バリアフリー対応車両の導入を進めております。いただいたご意見は、バス事業者へお伝えさせていただきます。<br>今後ともバス事業者と連携し、バス交通サービスの充実に取り組んでまいります。   |
| 7  | 「くるりんバス」祖師谷ー成城循環に「ふれあい遊歩道」の停留所から車椅子の人が（付添い人あり）乗ってきてスロープの角度が急でなかなか乗れなかった。こういったインフラは日本は欧米と比べて最低。   | いただいたご意見は、バス事業者へお伝えします。<br>今後ともバス事業者と連携し、バス交通サービスの改善に取り組んでまいります。   |
| 8  | 世田谷は南北の交通が不便である。梅ヶ丘駅、豪徳寺駅及び山下駅周辺にアクセスする自由が丘駅、奥沢駅からのバスがあるとよい。補26一部開通に伴い、経堂や梅ヶ丘から学芸大学にバス路線を開通させてほしい。   | 区では、南北交通の強化や公共交通不便地域対策として、バス事業者へ働きかけ、新規路線を導入してまいりました。路線の導入や増便をするためには、事業採算性の確保に加え、昨今ではバスの運転手不足等の課題もございます。<br>今後も地域交通の移動利便性向上のため、バス事業者と連携し、新規路線の導入・既存路線の活用について検討を進めます。<br>いただいたご意見には、バス事業者へお伝えします。 |
| 9  | 梅ヶ丘駅、豪徳寺駅及び山下駅周辺にアクセスする自由が丘駅、奥沢駅からのバス運行希望する。   | 関係機関にご意見をお伝えします。   |
| 10 | 補26一部開通に伴い、小田急線経堂や梅ヶ丘から東横線学芸大学あたりにバス路線を開通させてほしい。   | 関係機関にご意見をお伝えします。   |
| 11 | 各種施設、催しもの会場を巡回するような、誰もが乗れる乗り物を考えて頂きたい。   | いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。   |
| 12 | バス停も駅から離れていて使いづらい。経堂駅のように整備しないと、車椅子で駅に行くのは難しい。   | 区では、鉄道駅での鉄道、バス、タクシーなどの乗換の利便性向上を図るため、駅前広場の整備などを進めています。<br>いただいたご意見は、今後の駅前広場整備の際に参考とさせていただきます。   |
| 13 | 整った施設があったとしても、高齢者や障害者にとっては、そこまで行くのが大変。バスやタクシーなど小回りの利く、可能な限り時間に縛られない移動手段の整備が必要。まずは、バスの路線や運転時刻の見直し、タクシーの相乗りなど利用方法の改善、タクシー利用時の公的な補助の拡充について検討してはどうか。 | 高齢者や障害者を含む、誰もがスムーズに移動できる環境の実現に向けて、最新の情報通信技術を活用するなど、幅広い観点から総合的に検討していくことが重要であると考えています。   |

| 番号 | 意見概要   | 区の方考え方   |
|----|--|--|
| 1  | 車椅子やベビーカーは、無理にバスに乗せずにバス運賃相当額でタクシーに乗れる仕組みをつくる。合わせてタクシーについては車椅子客を対応し稼働時間減や障害者割引を公費で補填する制度を整備すべき(運転手が障害者をむしろ上客と思える仕組み作り)。 | 電車やバスなどの利用が困難な方の日常生活の利便を図るため、下肢機能障害1～3級の方等を対象に福祉タクシー券等の交付やメーター運賃のみで利用できる寝台優先リフト付きタクシーの運行を行っております。なお、介護タクシー等の福祉移動サービスをご利用にあたってのご相談は、世田谷区福祉移動支援センター「そとでる」にご連絡ください。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。 |
| 2  | 生活関連経路に、マイクロタクシー等の活用。区民の皆さんからのボランティアで、ドライバー、車の提供などを行い、家(路地)から目的地(商店街)などの移動支援があるとよい。                                    | いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。   |
| 3  | 車椅子でも乗車拒否をしないタクシーを増やしてほしい。   | 障害に対する差別の解消や合理的配慮などについて、事業者の理解が進むよう引き続き啓発に努めてまいります。  |
| 4  | 各駅周辺にTAXI広場(乗り場)を設けてほしい。   | 今後の駅前広場整備などの際に参考とさせていただきます。  |
| 5  | 千歳船橋駅を早急に改善して頂きたい。タクシー乗り場が全く使えない。  | 千歳船橋駅タクシー乗り場につきましては、地域の方々と意見交換を重ね平成17年に完成しているところではございますが、いただきましたご意見を参考に、関係所管等と連携を図りながら現状の調査を行い、課題の整理を行ってまいります。   |
| 6  | タクシー乗り場にベンチを置いてもらいたい。  | 現場の利用状況等を調査し、検討させていただきます。  |

| 番号 | 意見概要  | 区の方考え方   |
|----|---|--|
| 1  | 玉川台2丁目瀬田郵便局の環八と交差する区道が危険。早急に電信柱の位置、数を減らすことを検討してほしい。   | 当該地の道路幅員は約6mと狭く、また、電柱同士が近接していることや道路の両側に電柱が設置されている状況です。電柱移設や本数の削減について、ご意見があったことを電線管理者へ申し伝えてまいります。   |
| 2  | 生活道路など狭い道の無電柱化を進めてほしい。  | 歩道がない生活道路（細街路）は、地上機器の設置場所や電線埋設位置の確保が困難であり、無電柱化を進めるためには多くの課題があります。<br>区では、令和元年に世田谷区無電柱化推進計画を策定し、歩道のない又は歩道幅員が狭い道路をモデル路線として選定しており、このモデル路線でのノウハウを蓄積し、生活道路における無電柱化の拡大を図ってまいります。   |
| 3  | 商店のはみ出た看板を禁止してほしい。  | 道路法に定められているとおり、占用基準に適合し許可を受けた看板は、道路に突き出して設置することができます。<br>基準に適合しないもしくは適合しても許可を得ていない違法看板は、広報等で周知を図るとともに、商店街や警察等と合同パトロールを実施し、撤去するよう引き続き指導してまいります。<br><br>関係所管にご意見をお伝えします。   |
| 4  | 工事時の安全な道路確保として、値段ありきで業者、やり方を決めないで、生活への影響なく、いつでも安全な移動がほしい。   | 道路工事に伴う道路の規制や車両のう回につきましては、施工時間帯、交通誘導員の配置などを含め、交通管理者である警視庁と協議し設定しております。<br>今後も、道路工事中の安全対策を徹底するとともに、工事により生じる影響を出来る限り低減するよう努めてまいります。  |
| 5  | 歩道を占拠している違法看板は何も対策されていない。区役所に電話したら、たらい回しにされ、うやむやになった。不動産屋の旗が風で倒れ看板で歩道はふさがれている。大きな目標の前に細かなすぐ出来ることから着手して欲しい。歩道の段差もありバリアフリーには程遠いのが現状ではないか。 | 違法看板等は、広報等で周知を図るとともに、商店街や警察等と合同パトロールを実施し、撤去するよう引き続き指導してまいります。<br>また、歩道の新設や改修を行う際には、車椅子利用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道との段差は2cmを標準とするとともに、歩道の構造にはセミフラット方式を基本的に採用するなど、歩行者等が円滑に移動できるよう、快適な歩道空間の確保に取り組んでまいります。 |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 6  | <p>要望として、豪徳寺商店街は、道路が狭いにもかかわらず、車両の通行量が多い。</p> <p>素案PDF66ページ（72枚目）「表3」でも紹介されている「松陰神社商店街」の道路改良（特に排水設備の道路中央への配置）を豪徳寺商店街へも強く希望する。都が進める「無電柱化の推進」とあわせて、豪徳寺商店街の道路整備を検討されたい。</p> | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>  |
| 7  | <p>車道上への点字ブロックの設置は雨天時に滑る、ベビーカーで通過する際のバリアになるので反対。リーディングラインも狭い通りではベビーカーや車椅子にとっては邪魔なので撤去してほしい。盲人向け施設はICTの活用で対応して頂きたい。</p>  | <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく基準に従い、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。設置にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮してまいります。</p> |
| 8  | <p>八幡山駅の高架下の歩道を整備して欲しい。歩道が斜めに傾いているうえ、継ぎ接ぎ状態で健脚でも歩きにくい。</p>  | <p>現地確認し、対応を検討します。</p>   |
| 9  | <p>八幡山駅付近の環八通りの歩道が狭い。付近の植え込みの枝・駐輪の自転車が歩道にはみ出ないよう指導してほしい。</p>  | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>  |
| 10 | <p>歩道が非常に狭いため、隣接の建物には、高い花壇塀を作らないようお願いしてほしい。今あるものも、可能な限り歩道と一体化するような形へ変更をお願いしてほしい。</p>  | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>  |
| 11 | <p>うめとびあ周辺を生活圏とする道路に凸凹が多く不便。赤堤通りに並行した一本北側の道路。ほぼ全域にわたり、継ぎ接ぎ状態の路面、凸凹路面のため振動も大きく、身体の状態では嘔吐してしまうこともある。</p>  | <p>現地確認し、対応を検討します。</p>   |
| 12 | <p>点字ブロックのすべり止め対策をしてほしい。</p>  | <p>道路の新設や改修を行う際には、透水性ブロックや表面を滑りにくい加工を施した材料を使用するなどの対策を実施してまいります。</p>                              |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 13 | 自転車走行に関するルールやマナーに関する意見。                   | <p>道路交通法により自転車の通行場所は定められていません。</p> <p>「車道の左側、自転車専用帯内、路側帯内は歩行者の通行を妨げない方法で通行」</p> <p>特例として一定の条件を満たす場合に歩道通行を認めています。通行にも規定があります。</p> <p>「歩道の道路寄りをいつでも止まれる安全な速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければならない」</p> <p>区では、これらのルールを広報や掲示板、自転車教室などを通じて周知してまいります。また、取り締まりは警察署の対応となり取り締まりが強化されています。今後も警察署と連携し安全安心に努めてまいります。</p> |
| 14 | 光明学園東側北沢警察署前の歩道。工事期間に破損したレンガ等修理不十分で穴あきあり。 | 現地確認し、対応を検討します。  |
| 15 | 東京インターの陸橋を口の字にしてほしい。瀬田寄りに階段があると助かる。       | 関係機関にご意見をお伝えします。   |
| 16 | 千歳台の交差点へ歩行者用の信号機と横断歩道を設置してほしい。            | 現在、関係機関が交差点の形状等について協議していると聞いております。区は、その協議の状況を見据えながら、引き続き関係機関と連携してまいります。ご意見は関係機関にお伝えします。  |
| 17 | 下馬3丁目（野沢通り）の歩道の真ん中にある太い鉄パイプを取ってほしい。       | <p>区の道路通称名で「龍雲寺通り」のことと思われます。ポールは歩道への車の侵入を防ぐ目的で設置しています。</p> <p>車いすが通れる幅は確保している認識ですが、不備の場所があればお知らせください。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 18 | <p>車椅子で走りづらい場所が多い。道路の段差、歩道が狭く人とすれ違えない等、改善してほしい。</p>                       | <p>歩道の新設や改修を行う際には、車椅子使用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道との段差は2cmを標準とするとともに、歩道の構造にはセミフラット方式を基本的に採用していきます。</p> <p>また、歩道幅の予定がない既存道路においては、歩道の幅を広げるのは難しい状況にありますが、歩道の新設や幅員にあたっては、車椅子使用者どうしが安心してすれ違えるように、原則として2.0m以上を確保して整備するとともに、幅員の狭い歩道では、車椅子使用者の回転に必要な1.5m以上の幅員を部分的に確保するなどの工夫を行い、歩行者等が円滑に移動できるよう、快適な歩道空間の確保に取り組んでまいります。</p> |
| 19 | <p>点字ブロックの上の違法駐輪は悲しい気持ちになる。放置自転車対策にしっかりと取り組むべきである。</p>                    | <p>放置自転車がなくなるよう、使いやすい駐輪場の整備、改修を進めるとともに、駐輪場利用の案内、誘導を行ってまいります。また、道路上に放置された自転車につきましては、適切な撤去に努めてまいります。</p>   |
| 20 | <p>歩道との段差も色を変える等すれば、なくすことができる。</p>  | <p>全盲の方にとっては、段差が歩道と車道との境を認識する手掛かりとなります。歩道の新設や改修を行う際には、車椅子使用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道との段差は2cmを標準として整備しています。</p>  |
| 21 | <p>「促進地区」においては、是非、歩道の自転車通行（走行）と駐輪の禁止を徹底し、その効果をもとに速やかに区全域に広げてもらいたい。</p>    | <p>自転車通行につきてまは、道路交通法に定められたルールが適用されます。これらのルールを広報や掲示板、自転車教室などを通じて周知してまいります。また、警察署では自転車の取り締まりを強化しています。今後も警察署と連携し交通安全対策に努めてまいります。</p> <p>駐輪禁止につきてまは、促進地区を含む区内全域において、放置自転車がなくなるよう、使いやすい駐輪場の整備、改修を進めるとともに、駐輪場利用の案内、誘導を行ってまいります。また、道路上に放置された自転車につきましては、適切な撤去に努めてまいります。</p>  |
| 22 | <p>「千歳通り」と「環八通り」が交差する環八船橋交差点は、歩道橋を使えない人にとって非常に使いにくい。歩道者の横断方法を改善してほしい。</p> | <p>引き続き関係機関に働きかけてまいります。</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 23 | 自転車、車椅子等のため歩道の幅を広くしてほしい。   | 歩道幅の予定がない既存道路においては、歩道の幅を広げるのは難しい状況にあります。<br>なお、道路の新設や拡幅にあたっては、歩道の有効幅員は、車椅子使用者どうしが安心してすれ違えるように、原則として2.0m以上を確保して整備するとともに、幅員の狭い歩道では、車椅子使用者の回転に必要な1.5m以上の幅員を部分的に確保するなどの工夫をまいります。<br>また、自転車は、道路交通法上、軽車両に位置づけられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則になります。 |
| 24 | 三宿の児童公園を通過して新しい道（補26号）を通る際、児童公園のとなりの道に柵がコの字に設置されており電動車椅子は通りにくい。大橋までの遊歩道入口にも柵があり入れない。                 | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 25 | 給田六所神社通りでは、道路拡張工事、水道、ガス管、下水道工事が実施され、その度に埋め戻し跡が凸凹でつまずきやすく危険。  | 現地確認し、対応を検討します。   |
| 26 | 昭和女子大学前の歩道橋の一番下がななめになっており、つまずき、ひざ、足首を痛めた。東京国道事務所に電話するも話し中ばかりでつながらない。<br>ななめの所に色を塗るとか、はっきり分かる様にしてほしい。 | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 27 | 道と歩道の段差が特にひどい段差を直してほしい。（桜新町周辺）   | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 28 | 高齢者にとって圧倒的に座れる場所が少ない。ベンチを設置してほしい。  | 道路上のベンチについては、座れる場づくりガイドラインや世田谷区路上ベンチ等設置指針に基づき、歩道内に有効幅員が2m以上確保できる道路において、歩行者の通行に支障とならない箇所に、ベンチを設置してまいります。<br>また、商店、商店街、社会福祉法人等へのベンチ設置に対する補助制度により、まちなかのベンチの整備を促進してまいります。   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 29 | 歩道と車道の区別を色でしてほしい。  | 道路幅員が狭く歩車道の分離ができない交通量の多い道路においては、歩行者の安全を確保するため、必要に応じ、路肩部分のカラー舗装や交通安全施設などにより、車道との区別化を図ってまいります。<br>また、歩道の新設や改修を行う際には、車椅子使用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道との段差は2cmを標準として整備しています。                                  |
| 30 | 道路の傾斜でバランスが崩れ車椅子の重みとで危なく感じた。                                     | 道路の横断勾配は、路面の排水や道路両端の高低差を補うためにはやむを得ないものではありますが、道路の新設や改修を行う際には、道路の横断勾配を緩やかにする工夫をしております。  |
| 31 | 点字ブロックが設置されている箇所もあれば、途切れてしまっている箇所もある。これでは視覚障害のある方も安心できないのではないかと。 | 公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路では連続的に線状ブロックを設置しています。また、点状ブロックは、主として危険箇所などの注意喚起並びに誘導対象施設の所在を示すため設置しています。引き続き、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく基準に従い、視覚障害者誘導用ブロックの設置に努めるとともに、日常の維持管理においては、視覚障害者誘導用ブロックの劣化や損傷等を発見した際は、速やかに改修してまいります。 |
| 32 | 歩道と車道を完全分離し、出来れば歩道側に手すりをつけてほしい。                                  | 道路幅員が狭く歩車道の分離ができない交通量の多い道路においては、歩行者の安全を確保するため、必要に応じ、路肩部分のカラー舗装や交通安全施設などにより、車道との区別化を図ってまいります。<br>また、階段や立体横断施設の新設や改修を行う際には、手すりを設置してまいります。  |
| 33 | 代沢橋手前梅ヶ丘通り交差点、道路がいつまでも凸凹で杭や車椅子危険である。                             | 現地確認し、対応を検討します。  |
| 34 | 「区役所西通り」の工事復旧跡に平坦性がなく危険。施工業者にはペナルティを課すべき。                        | 東京電力工事については、現在施工中であり、掘削箇所はアスファルトによる仮復旧の状態となっています。工事完了時にはコンクリートブロックによる本復旧を行うことになっております。なお、東京電力には仮復旧の間、路面状態を良好に保つよう指示いたしました。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 35 | <p>カートを支かわりに買物などしている。点字ブロックを越すのにいつも苦労している。カートに荷（牛乳など）などが入っていると、きつい。数メートルに一か所、カートの幅ほど切れ目を入れていただきたい。</p>             | <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく基準に従い、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。設置にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮してまいります。</p>  |
| 36 | <p>雨天の時、下高井戸から山下 豪徳寺と乗り換えの場合、少しの距離でも傘をさし、外に出なくてはならない。世田谷線から小田急線への乗り換え時に外へ出なくても良い通路を考えてほしい。</p>                     | <p>いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>   |
| 37 | <p>歩車道の段差や道路の傾斜は、車椅子、片麻痺には歩行が不安定になる。</p>   | <p>歩道の新設や改修を行う際には、車椅子使用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道との段差は2cmを標準とするとともに、歩道の構造にはセミフラット方式を基本的に採用するなど、歩行者等が円滑に移動できるよう、快適な歩道空間の確保に取り組んでまいります。</p> |
| 38 | <p>歩行補助器具を用いて街歩きをしている。凸凹道で転倒した。線路を渡る時特に注意が必要。区役所近くの横断歩道近辺の凸凹は要注意箇所。横断歩道に入る交差点は道路が荒れていると感じる。小さい車輪の器具の方に配慮してほしい。</p> | <p>道路の新設や改修を行う際には、舗装材料、勾配、段差解消等に配慮して整備するよう努めてまいります。また、道路の維持管理にあたっては、日常のパトロール等を行うとともに、道路の凸凹等、補修等が必要な場合は、速やかに対応してまいります。</p>                             |
| 39 | <p>歩道の縁石が高すぎる。特に世田谷通りの歩道は車イスや乳母車での通行が難しい。</p>  | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>   |
| 40 | <p>歩道部分をしっかり整備してもらいたい。車が通るとき、高齢者が端の方に寄って避けなければ危ない道が多い。</p>   | <p>道路幅員が狭く歩車道の分離ができない交通量の多い道路においては、歩行者の安全を確保するため、必要に応じ、路肩部分のカラー舗装や交通安全施設などにより、車道との区別化を図ってまいります。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 41 | <p>幹線道路の歩道を可能な限り広げて歩道の傾きや石畳の剥がれ、傾きなどを整備してもらいたい。</p> <p>自転車も歩道内を走行できるようにしてもらいたい。</p>  | <p>歩道幅の予定がない既存道路においては、歩道の幅を広げるのは難しい状況にありますが、歩道の新設や拡幅にあたっては、車椅子使用者どうしが安心してすれ違えるように、原則として2.0m以上を確保して整備するとともに、幅員の狭い歩道では、車椅子使用者の回転に必要な1.5m以上の幅員を部分的に確保するなどの工夫を行ってまいります。</p> <p>また、舗装材料、勾配、段差解消等に配慮するなど、歩行者等が円滑に移動できるよう、快適な歩道空間の確保に取り組んでまいります。</p> <p>また、自転車は、道路交通法上、軽車両に位置づけられており、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則になります。</p> |
| 42 | <p>道路は道幅が狭く舗装種別も適正ではない。</p> <p>キャスター利用の老人が転倒している場合もある。</p> <p>下記道路の改善をお願いしたい。（経堂コルティとオオゼキの通りを北方向に十字路を進んだ付近駐車場の前：経堂2-13付近）</p>      | <p>現地確認し、対応を検討します。</p>   |
| 43 | <p>段差を無くせばいいという考えは改めてほしい。</p> <p>傾斜が急で登れないこともある。</p> <p>段差を無くすことがバリアフリーではないことを理解して欲しい。</p>   | <p>いただいたご意見は、今後の移動等円滑化を促進する上で参考とさせていただきます。</p>   |
| 44 | <p>歩道の視覚障害者用の黄色帯への要望。これが歩道の真ん中に堂々と置かれている為、健常者はとても困っている。誘導ブロックの上を歩くと足底筋膜炎者には大きな負担。</p> <p>誘導ブロックは歩道の建物側に設置し、一般通行の妨げにならないよう希望する。</p> | <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく基準に従い、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。</p> <p>設置にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮してまいります。</p>   |
| 45 | <p>自由ヶ丘駅付近、学園通り（八雲3丁目バス停から奥沢7丁目バス停付近）の道がせまい。</p> <p>老人、子供の歩行の安全が確保できていない。</p> <p>一方通行など目黒区、警察などと協力して安全確保を検討希望する。</p>               | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>  |
| 46 | <p>東玉川2丁目居住。環八は、歩道と住宅地との高低差が大きく斜めになっている。体のバランスが崩れて歩きにくい。道路整備の際、検討してほしい。</p>  | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 47 | <p>電線の地中化と無電柱化してほしい。<br/>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.歩行、車行の危険排除</li> <li>2.関連工事、電柱等のコスト削減</li> <li>3.住宅地、道路の美観改善</li> </ol>  | <p>無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」・「安全で快適な歩行空間の確保」・「良好な都市景観の創出」のもと、世田谷区無電柱化推進計画を策定し、必要性の高い道路から優先的に無電柱化に取り組んでおります。</p>                    |
| 48 | <p>千歳船橋駅は、車で迎えに来てもらっても停車する場所すらない。</p>  | <p>区では、鉄道駅での鉄道、バス、タクシーなどの乗換の利便性向上を図るため、駅前広場の整備などを進めています。<br/>いただいたご意見は、今後の駅前広場整備の際に参考とさせていただきます。</p>                              |
| 49 | <p>代田の集会所に向かうまでの環七の歩道の舗装状態が悪い。</p>   | <p>関係機関にご意見をお伝えします。</p>   |
| 50 | <p>うめとびあ前の信号機のある横断歩道の歩車道段差をもう少しなだらかにしてほしい。</p>   | <p>現地確認し、対応を検討します。</p>  |
| 51 | <p>経堂中村橋で城山通りを南北に横切る約100m強の道路について。<br/>この道路のレンガがデコボコになると椅子を押して歩く人には特に危険。今回改修工事が行われたがやはりレンガ敷き。レンガ敷きは保守にも費用がかかると推察され、また、常時見回っていなければ危険。近所がキレイになるのは良いが意味がない。世田谷区は余程財政が豊かなのか。<br/>(「ゆりの木通り」沿いの道路も同様。)</p> | <p>歩道の舗装材料の選定は、その道路の幅員構成や周辺環境を考慮し採用しています。</p>   |
| 52 | <p>主人が車椅子を用いて移動のため、押す身には助かっている。しかし、少しの段差、傾きが身体、腕につらい。歩道の傾き、車道に向かったの傾きを改善してほしい。顕著な例として、区役所西通りの歩道は、かなりの傾きを実感している。</p>  | <p>道路の傾きは、路面に降った雨水を排水するために必要な構造となります。<br/>元々の地形的な要素も関係しますが、できるだけ少ない横断勾配(道路の傾き)となるよう、努めてまいります。</p>                                 |
| 53 | <p>山下/豪徳寺の乗換ルート(踏切含む)が非常に危険。自転車/車/歩行者の導線を分けてほしい。</p>   | <p>関係機関にもご意見を伝えていきます。</p>   |
| 54 | <p>エンジンのついていない車はスロープなしでも登れる。車イスユーザーを優先して欲しい。建物、歩道、道路の高さも国や都、区、持ち主と相談しバリアフリーにしてほしい。まず障害者本人たちの声をきくことから始めてほしい。よかれと思ってやっていることとニーズがあわなないことがよくある。どういふことで困っているのか聞いてほしい。</p>                                 | <p>世田谷区移動等円滑化促進方針の策定にあたっては、障害者の方などを含む区民の皆様とまち歩きワークショップを行い、意見交換を行いました。今後も引き続き、パブリックコメントのご意見などを踏まえて、すべての歩行者が円滑に移動できるよう努めてまいります。</p> |

|    |                       |   |
|----|-----------------------|---|
| 55 | 歩道の乗り入れ構造について確認してほしい。 | 歩道における車乗入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるよう、歩道の新設や改修を行う際には、セミフラット方式を基本的に採用し、車乗入れ部の歩道と車道の段差は5cmを標準として整備しています。また、車椅子使用者、ベビーカー等の利便性と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、歩道と車道（横断歩道等）との段差は2cmを標準とし、歩行者等が円滑に移動できるよう、快適な歩道空間の確保に取り組んでまいります。 |
| 56 | 点字ブロックの段差の高さを変更してほしい。 | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく基準に従い、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。設置にあたっては、JIS規格で定められている形状、寸法及び配列の視覚障害者誘導用ブロックを使用しています。  |

| 番号 | 意見概要   | 区の方   |
|----|--|---|
| 1  | 環八通りは、大型車は歩道側は走らないようにできないか。歩道側への排気ガスも多少緩和されるし、自転車も走りやすい。歩行者への圧迫感も緩和される。突発的な事故の際の、歩道側への影響も減らせる。 | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 2  | 横断歩道の設置を要望。<br>場所：世田谷区 玉川台1丁目 西用賀通り（世田谷区道）、玉川台1丁目10・11・13・14番街区に囲まれた交差点。                       | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 3  | 視覚障害者向けの信号機の設置希望。<br>音響式信号機の整備。  | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく施設整備マニュアルでは、望ましい姿として「視覚障害者が日常的に利用する場所には、音響式信号機を設置する。」等紹介しております。引き続き、すべての方が安全に車道を横断できるよう、関係機関と検討してまいります。 |
| 4  | 奥沢7丁目47番街区北側にある八幡通り交差点3か所すべてに横断歩道を作って欲しい。  | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 5  | 淡島通りと茶沢通りが交差する代沢十字路の信号の切り替わりを検討して欲しい。  | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 6  | 赤堤通り梅ヶ丘病院前交差点の歩行者用信号機の現示を見直してほしい。  | 関係機関にご意見をお伝えします。  |
| 7  | 豪徳寺駅前の横断歩道が意味をなしていない。  | 関係機関にご意見をお伝えします。  |

| 番号 | 意見概要  | 区の方考え方   |
|----|---|--|
| 1  | 障害者用車の駐車スペースに屋根が欲しい。駐車スペースとは別に乗降のポーチなどがある場所ならば、そこに雨よけの大きな屋根や大きなひさしがほしい。                                       | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアルでは、望ましい整備として車椅子利用者用駐車施設には屋根および庇を設けることを紹介しております。また、世田谷UDスタイル8号ではバリアフリー設備の適正利用について特集しており、車椅子利用者用駐車施設の紹介もしております。引き続き、施設管理者へ整備を促してまいります。<br>(世田谷UDスタイル8号)<br><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/004/d00196795_d/fil/02_03.pdf">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/004/d00196795_d/fil/02_03.pdf</a><br><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/004/d00196795_d/fil/06_07.pdf">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/004/d00196795_d/fil/06_07.pdf</a> |
| 2  | レストラン等のバリアフリーも進めてほしい。   | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、条例で定める一定の用途・規模以上の施設の建設や用途変更をする場合、届出をしていただき、条例に基づいた整備が必要となります。引き続き、条例に基づく整備を促してまいります。  |
| 3  | 代沢東地区会館にエレベーターを完備していただきたい。階段の手すりはつかまりにくく危険。安全な物に替えていただきたい。<br>エレベーターがない為、高齢者が施設を利用できなくなり、続けていた活動を諦めるようになっている。 | エレベーターについては、建物の構造的に新設は難しいため、今後建て替えが必要になった時の参考とさせていただきます。手すりについては改修の際の参考といたします。   |
| 4  | 階段の手すり、段鼻の滑り止めが区内のすべての施設に設定されるとよい。  | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、条例で定める一定の用途・規模以上の施設の建設や用途変更をする場合、届出をしていただき、条例に基づいた整備が必要となります。階段には手すりの設置、踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能にする基準等に基づき、整備を指導しております。引き続き、条例に基づく整備を促してまいります。   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 5  | 多目的トイレの数を増やしてほしい。   | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、条例で定める一定の用途・規模以上の施設の建設や用途変更をする場合、届出をしていただき、条例に基づいた整備が必要となります。施設に共用トイレを設ける場合は、1以上の車椅子使用者便房を設けること、水洗器具（オストメイト対応）が設置されていること等が基準で定められております。引き続き、条例に基づく整備を促してまいります。 |
| 6  | 施設周辺のフロアは四角いタイルにしないでほしい。特に階段は、目の悪い人にもわかるよう、段をはっきりさせる素材にしてほしい。 | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、条例で定める一定の用途・規模以上の施設の建設や用途変更をする場合、届出をしていただき、条例に基づいた整備が必要となります。階段の踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能にする規定に基づき、整備を指導しております。引き続き、条例に基づく整備を促してまいります。         |
| 7  | 投票所として利用する施設について、早急に区全域への普及してほしい。                             | 施設整備の際は、法令等の遵守はもとより、本方針の主旨も含め、施設管理者に周知してまいります。  |
| 8  | 代沢東地区会館をもっと充実、建物の階数を増やす、区の設備充実に向けてほしい。                        | ご意見については、今後建て替えが必要になった時の参考とさせていただきます。   |
| 9  | スーパー等の建物の中やコンビニの前などにもっとベンチを設置してほしい。                           | 座れる場づくりガイドラインを参考にまち町中のベンチ設置を検討します。また、民間の敷地についてはベンチ設置補助制度を利用し、ベンチの設置を促進します。  |
| 10 | 車椅子を載せている車両が駐車できるようにしてほしい。                                    | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、条例で定める一定の用途・規模以上の施設の建設や用途変更をする場合、届出をしていただき、条例に基づいた整備が必要となります。駐車施設を設ける場合、車椅子使用者駐車施設を設ける基準等に基づき、指導しております。引き続き、条例に基づく整備を促してまいります。                                 |
| 11 | インフォメーションよりATMに入れるようにしてほしい。                                   | いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 12 | 全ての区民利用施設を車椅子でも利用できるようにしていただきたい。  | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づき、条例で定める一定の用途・規模以上の施設の建設や用途変更をする場合、届出をしていただき、条例に基づいた整備が必要となります。引き続き、ユニバーサルデザインの考え方により、できるだけ多くの方が利用しやすい施設整備に取り組んでまいります。               |
| 13 | だれでもトイレに大人も使えるベッドを設置してほしい。  | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアルでは、望ましい整備として建築物の用途及び規模に応じて車椅子利用者用便房のうち1以上を大型ベッド付き便房とすることを紹介しております。引き続き、施設管理者へ整備を促してまいります。<br>また、いただいたご意見はトイレ整備の際に参考にさせていただきます。 |
| 14 | 男子用トイレ、女子用トイレ、多目的トイレに加えて男女共用トイレも（誰がどこに入ったか外からは分からないようにして）造ってほしい。人の目が届きにくくなることで、いじめや犯罪の温床になってしまうのであれば、教員も利用するようにすれば良い。生理用品の処理方法は要検討。   | 調整中   |
| 15 | JKK東京が管理する住宅の一階に住んでいる。玄関との間に4段の階段があるが本人が歩行困難のため、両親(共に70歳代)が本人を抱えて外出用車椅子に乗せている。共有部分は個人の都合で改築ができない。<br>両親が健康でなくなった時、外出が不可能になる可能性がある。<br>こういった場合の対処方法を考えてほしい。<br>なお現在、ヘルパーの協力、どこかの施設に入る、引越する、で思案中。 | 住宅の転居をご検討される際は住宅供給公社へお問い合わせをいただき、他の公社住宅への住宅変更や転居等のご相談をしていただければと思います。  |
| 16 | 玉川総合庁舎の一階入口のホールの床は中央部分がでこぼこの石張りで高齢者がつまずき易い。周囲と同じ平坦なタイル仕様であれば安心して歩ける。  | ご指摘の床材は既存石積を活用し、旧庁舎の一部を継承することを意図しておりますが、躓きがないよう、つなぎ目をモルタルで埋めるほか、凹凸が少なくなるよう加工しております。引き続き安心して通行できるよう注視してまいります。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 17 | <p>スペイン・サンタンデル（カンタブリア州都）は、障害者や車椅子、杖を持った年寄など断然日本より多くの人々に普通に街中で出会う。メルカド（市場）は建物自体古い石造りですが、裏に回るとなだらかなスロープが作られて内部には当然エレベーターもあり、車椅子OK。古い石造りの大きな教会は、裏にバリアフリールートがあり全く段差なく表に出る事ができる。</p> | <p>区では、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条に基づき施設整備を進めております。今後も引き続き誰もが使いやすい施設整備に取り組んでまいります。いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> |
| 18 | <p>ATMも使いづらい。車椅子利用者は、通帳を持つ手が挿入口まで届かない。わざわざ、窓口に行く。</p>   | <p>いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>   |

| 番号 | 意見概要   | 区の考え方  |
|----|--|--|
| 1  | 世田谷区内で車椅子で入ることが可能な病院、クリニックなどの一覧がほしい。   | 世田谷区在宅療養資源マップに車椅子で利用可能な病院等の一覧がございます。ご活用ください。   |
| 2  | 多目的トイレの場所がスマホですぐわかるようにしてほしい。   | せたがや Mapを用いて車椅子利用者用トイレ等の情報を公開しています。  |
| 3  | 高齢者は若い年代と違い目も耳も悪くなっている方が多いので、表示は大きい字でわかりやすく等してほしい。   | 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例では、だれにでも見やすく、わかりやすいサインとするため、表示の位置、内容、色使い、文字の大きさなどに基準を設けております。また、区職員のためのデザインスキルアップ読本として、世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドラインをつくり、周知啓発を行っています。施設のサイン整備の際など、いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。 |
| 4  | 災害時に備えて各避難所、小学校の体育館などにWi-Fiなど強いインターネットインフラを引くとよい。情報のバリアフリーという意味ではそれが大切。                              | 震災時の指定避難所となる区内各小・中学校等において、主に昇降口付近に震災時に使用可能となるWi-Fiのアクセスポイントを設置しております。<br>避難者の連絡手段を確保する観点から、引き続き避難所におけるWi-Fiの増強の必要性について検討してまいります。   |
| 5  | 行き先の駅のエレベーターに一番近い車両ドアを提示してほしい。   | いただいたご意見は、鉄道事業者へお伝えします。  |
| 6  | 下北沢周辺在住。車イス利用の家族がおり、飲食店のトイレ等で困ることがある。大型店舗等で誰でも使えるようなスポットが何カ所かあると助かる。例えば駅トイレは、電車に乗らなくても利用できるようにできないか。 | 下北沢駅、梅丘駅については改札外に公衆トイレがございます。また、せたがやiMap（世田谷区電子地図情報配信サービス）では、区内の車椅子利用者用トイレ等の情報を掲載しています。ご活用ください。なお、鉄道駅のトイレ利用に関するご意見については、鉄道事業者へお伝えします。  |

| 番号 | 意見概要   | 区の考え方  |
|----|--|--|
| 1  | <p>体験によるバリアフリーが大事。自分自身が高齢者や障害者、妊婦になった場合にどのような生活に支障があるかを身をもって体験をすべき。</p> <p>例えば、白内障の状態を再現したメガネをかけ商店街を歩く、車椅子で移動の体験をする、腹部におもりを巻いて妊婦歩行体験するなど必要。学校の社会体験の一環として、若い時に体験させる、区内にある遊休の施設を体験施設として開放する、住宅展示場と協力して体験会を開催するなど、「頭だけでなく体で体験すること」を促進すべき。</p> <p>よって情報だけでなく、「情報と体験のバリアフリー促進」とすべき。</p>                   | <p>障害のある当事者による出張講座を、小学校を対象として実施し、障害に対する理解や地域共生社会の考え方を小さいころから体験してもらう取組みを行っております。いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>                 |
| 2  | <p>4.3 心のバリアフリーの促進は配慮される側に感謝の心が足りないので拡大するのは反対。急いでる人に合わせる配慮も広報すべき。</p>  | <p>心のバリアフリーについては、お互いの理解を深め、気持ちよく進めていけるような啓発を検討してまいります。</p>   |
| 3  | <p>障害者だけではなく、子育て世代やU25世代目線でのまち歩きワークショップも行うべき。</p>  | <p>調整中</p>   |
| 4  | <p>誰もが高齢者や障害者の気持ちを考え協力していく社会となるためには、社会の当たり前のマナーとして幼少期から子どもたちに伝えていく啓蒙が何より重要。</p> <p>乳幼児の子どもを複数人抱えて電車やバスに乗る機会が多くあるが、座席を譲られた経験はほとんどない。数年間にシンガポールに在住していたが、若者が電車内で妊婦や高齢者に座席を譲る場面をたびたび目にする。配慮して行動に移すのが当たり前という価値観があった。</p> <p>心のバリアフリーを促進するための活動や施策の効果を最大化するために、幼児期・初等教育期の子どもたちやその保護者を重点的な啓蒙活動の対象とするべき。</p> | <p>心のバリアフリー促進にあたり、現在策定中の本方針と合わせ、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を制定しております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、子どもやその保護者等に対する効果的な啓発について検討してまいります。</p> |
| 5  | <p>義務教育の段階で、バリアフリーに関することを学んだり、様々なハンデを持つ人々と交流したりすることで、幼いうちから、心のバリアフリーを促進していけるのではないか。</p>  | <p>心のバリアフリー促進にあたり、現在策定中の本方針と合わせ、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を制定しております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、子どもやその保護者等に対する効果的な啓発について検討してまいります。</p> |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 6  | <p>小、中学校への出張授業を実施し、「共生社会（みんなで助け合う）」などを説明。</p> <p>小、中学校の段階で心のバリアフリーに触れる機会を作る。</p>   | <p>現在、小学校において障害に対する理解の授業を行っているほか、希望する学校には障害に対する理解の促進や合理的配慮に関する出前講座も実施しております。今後も内容について検討を重ねながら出前講座を実施してまいります。</p>  |
| 7  | <p>商店への啓蒙、教育施設（保育園、幼稚園、小中高大学）などでの生徒・児童・保護者への啓蒙を行うなど、”気づき”をひろめてほしい。</p>   | <p>現在策定中の本方針のほか、区では令和5年1月より世田谷区障害理解の促進と地域共生社会をめざす条例を施行しております。</p> <p>本方針や条例に基づき、心のバリアフリーが促進されるよう、商店や生徒・児童・保護者等に対する効果的な啓発についても検討してまいります。</p>   |
| 8  | <p>小学校の総合的な学習の時間などで区に在住する障害のある方や難病の方などから講演をいただいて、心のバリアフリーについて考えるきっかけにしてもらう取り組みを行ってはどうか。</p>  | <p>現在、小学校において障害に対する理解の授業を行っているほか、希望する学校には障害に対する理解の促進や合理的配慮に関する出前講座も実施しております。今後も内容について検討を重ねながら出前講座を実施してまいります。</p>  |
| 9  | <p>主に世田谷線で見かける女子中高生の席の独占、学校で公德心教育を徹底させて欲しい。スマホ以上に教科書を広げている子が多い。弱者が乗ってきてもゆずらない。進学より情操不足。</p>  | <p>心のバリアフリー促進にあたり、現在策定中の本方針と合わせ、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を制定しております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、効果的な啓発について検討してまいります。</p>  |
| 10 | <p>バリアフリー化を意識できる人材の育成が必要である。街づくりする行政の人、建築士、だけでなく一般市民の理解が必要である。</p>   | <p>心のバリアフリー促進にあたり、現在策定中の本方針と合わせ、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を制定しております。</p> <p>本方針や条例に基づき、心のバリアフリーが促進されるよう、区民や事業者に対する効果的な啓発や理解促進講座の実施について検討してまいります。</p>   |
| 11 | <p>障害のある子どもが特別支援学校ではなく、地域の小中学校の通常学級や支援学級で学べるようにして欲しい。子どもの頃から障害のある子どもと共に育てていけば自然とバリアフリー化を意識できると思う。障害のある子どもも通常学級を基本としてどうしても通常学級になじめない子のために、支援学級を増設してほしい。障害が重いからこそ、身体の負担にならない近くの地域の学校に通学させてほしい。</p> | <p>区では、第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画において、障害の有無にかかわらず全ての子どもたちが、共に学び、共に育つインクルーシブ教育の推進を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めております。今後も、通常学級や特別支援学級など、多様な選択肢の中において、必要に応じた合理的配慮のもと、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を築いてまいります。また、特別支援学級につきましては、入級する児童・生徒数の推移や地域偏在等の状況を踏まえ、学校の改築や改修の機会も捉えながら、計画的に整備を進めてまいります。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 12 | <p>区の職員が、車椅子使用者、目の不自由な方、双子ベビーカーの方、杖が必要な老人、保育士の方が園児を外に出す時、等々・・・こういう方々と数日活動を共にして、行動の不自由さを理解することが重要。</p>  | <p>区では新任職員に対する障害福祉体験研修等を通じて、障害等により移動が難しいことの理解の促進を図っております。いただいたご意見は、今後の研修の実施の参考にさせていただきます。</p>  |
| 13 | <p>コンビニなどで返却場所が柔軟な車椅子のレンタルサービスがあると便利。</p>  | <p>車いすの貸し出しについては、各地域の保健福祉センター保健福祉課に加え、より身近な場所で貸し出しできるように各まちづくりセンター（総合支所に併設するまちづくりセンターを除く）でも行っております。いただいたご意見は今後の改善に向けて参考にさせていただきます。</p> |
| 14 | <p>LGBTQについて学校で取り上げるのは勿論だが、SOGIEの尊重の方に教育方針・内容をシフトチェンジすべきだ。</p>   | <p>学校では、性自認・性的志向についての理解を深められるよう計画的に指導を行っております。今後、子どもたちの多様な個性が受け入れられ生かされる教育をより推進していくよう努めてまいります。</p>                                     |
| 15 | <p>高齢者、障害者等移動時お手伝いしてあげたいと思っても不審者等に思われるのではとつい躊躇する。また受け手側も安心してお願い出来ないのではと思う。元気な高齢者も大勢いる。お手伝い出来る方達を区内から募集し、区公認として証明書、バッジ等を作って頂けると良い。</p>          | <p>障害者等が安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、地域住民による交流や支え合いの活動を進めることは大切と考えています。いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>                                   |
| 16 | <p>スペイン・サンタンデール（カンタブリア州都）では、車椅子でバスに乗車する際、縁石と車体の間が広い場合は運転手さんに「もう少し寄せてください」とスペイン語で一言言うだけで幅を寄せてくれる。こんなことが当たり前にお願ひできる。世田谷区も、全ての人に優しいものであって欲しい。</p> | <p>世田谷区移動等円滑化促進方針は、施設のバリアフリーの促進として、鉄道、バスなどの公共交通機関の施設整備だけでなく、それらの接遇研修の実施といったソフト面にも言及しています。いただいたご意見は、関係機関にお伝えします。</p>                    |

| 番号 | 意見概要   | 区の方  |
|----|--|--|
| 1  | 商店街の車侵入禁止してほしい。<br>(具体的な商店街箇所の記載もあり)   | いただいたご意見を参考とさせていただき、商店街や警察にもお伝えします。  |
| 2  | 商店街の各所に駐輪場を整備してほしい。  | 駅周辺の商業地で駐輪場となる用地を確保することが困難なため、民間等の駐輪場に協力いただくことも必要であると考えます。いただいたご意見を商店街にも共有します。   |
| 3  | 段差をなくす事ばかりでなく、石畳になっている商店街の路をフラットにするべき。車椅子を押しているとガタガタとでこぼこ道に行く様です。又、杖の先、手押し車等も同様に平面上のほうがはるかに歩き易い。又、ブロックになった石ははがれ易いのか、欠けて穴が大きくなり、なかなか補修されない。 | 一部の商店街では、買い物客の利便性向上を図り、商店街の経営の安定を図ることを目的に、各商店街の状況に適応した道路を整備する「ショッピング・プロムナード整備事業」を実施しております。当該道路のブロック補修につきましては、商店街が補修ブロックを用意し、区が補修を行っています。いただいたご意見を商店街とも共有します。 |
| 4  | 盲導犬、介助犬同伴OKの小売店、飲食店を増やしてほしい。   | 盲導犬や介助犬などの補助犬の入店は、身体障害者補助犬法や障害者差別解消法により法的権利と認められており、合理的な配慮が必要です。改めて商店街等にも周知していきたいと考えています。  |
| 5  | 豪徳寺商店街と山下商店街の自転車や車のスピードを軽減する工夫をしてほしい。  | いただいたご意見は、関係機関にお伝えします。   |

| 番号 | 意見概要   | 区の方考え方   |
|----|--|--|
| 1  | 駅ロータリーや提携駐輪場などに、一時駐車待機場を完備してほしい。   | いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。   |
| 2  | 高架線の下には駐輪場が多くなったが、店舗から離れており、高齢の買い物者にとっては不便。駅構内にあるスーパーの前にも有料の駐輪場の設置（線だけでもよい）促進が必要。                                      | 駐輪環境の向上のため、商業施設等の駐輪場附置義務制度や駐輪場整備費用の助成等により、民間事業者と連携した駐輪場整備を推進しています。<br>いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。  |
| 3  | 千歳烏山北口の有料駐輪場のベルトコンベアについて、足とベルトコンベアの両立が困難。人力が必要。改善してほしい。  | 千歳烏山駅北口にある区立烏山地下駐輪場は、2箇所の出入口に地下から地上に上がるためのベルトコンベアを設置しており、自転車を載せてブレーキをかけることで上昇する仕組みになっています。<br>ベルトコンベアの利用方法を分かりやすく案内するとともに、本年度はコンベアベルトの交換を予定しており、適切に維持管理を行い、利用しやすい駐輪環境の確保に努めてまいります。 |
| 4  | 目的地に辿り着くまでに空き家、空き店舗などを活用し、ベンチ、休憩所があると良い。   | 区では、座れる場づくりガイドライン、路上ベンチ等設置指針を策定し、一休みできる空間創出に取り組んでおります。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。   |
| 5  | 私自身、股関節の具合が悪く、歩くより自転車の移動が楽だが、駐輪場からの距離が辛いことから用事が済むまでの間、店の前に停めることが可能となるよう、共通のわかりやすいマークや周知があれば助かる。                        | 駐輪環境の向上のため、商業施設等の駐輪場附置義務制度や駐輪場整備費用の助成等により、民間事業者と連携した駐輪場整備を推進しています。いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。  |
| 6  | 移動時のガイドヘルパーやボランティアを簡単に依頼できると良い。社協のふれあいサービスより短時間（30分前後）で1回200円程度で利用できるサービスがあると便利。例えば・山下駅から〇〇へご案内します。・山下駅から××へお送りします。など。 | いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。  |
| 7  | 同行援護従業者の育成、登録、活用する。  | 区では、年1回、同行援護従業者養成研修を実施しております。一人でも多くの従業者を養成できるよう、引き続き研修事業に取り組んでまいります。   |
| 8  | 梅丘図書館建替え中は、周辺施設での本の借り貸し、受け取りが出来るように希望する。   | 工事期間中は代替施設（松原6-41-8）を設け、図書資料の予約受付・貸出・返却等の業務を行う予定です。  |